官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務八二）　一
○民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う法務省関係省令の整備に関する省令（法務四〇）　三
○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（同四一）　五
〔法規的告示〕
○租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)及びホの規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める告示の一部を改正する件（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境七）　五三
〔官庁報告〕
官庁事項
米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定について（農林水産省）　五四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五五
特殊法人等
独立行政法人経済産業研究所令和六年度財務諸表、全国社会保険労務士会連合会令和六年度の決算、公認会計士等の登録及び登録抹消関係　九二
地方公共団体
特定空家等の除却命令関係　九九
会社その他
会社決算公告　一〇三

省令

○総務省令第八十二号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一から第六までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月十五日

総務大臣　村上誠一郎